

4-2-65 災害時における避難場所開設に関する協定書

災害時における避難場所開設に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と株式会社タツミコーポレーション（以下「乙」という。）とは、西脇市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を避難場所として開設するため、次のとおり協定を締結する。

（災害の範囲）

第1条 この協定において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発をいう。

（避難場所開設の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、施設を避難場所として開設する必要が生じたときは、乙に開設を要請するものとする。

（避難場所開設）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとし、施設を避難場所として開設する。

2 前項の規定により避難場所として開設する施設及びその利用箇所は、次のとおりとする。

(1) 施設 スtrandプラス西脇店

(2) 利用箇所 駐車場

（職員派遣）

第4条 甲は、施設が避難場所として開設されたときは、避難場所の運営を円滑にするため、甲職員を責任者として派遣する。

（応援協力）

第5条 乙は、施設が避難場所として開設されたときは、可能な限り避難場所の運営に協力する。

（費用負担等）

第6条 避難場所の開設に係る費用は、無償とする。避難者が施設内の物品を毀損し、又は汚損し、乙に損害を与えたときは、甲がその費用を負担するものとする。

（避難時における事故の責任）

第7条 乙は、施設に避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（避難場所閉鎖への努力）

第8条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるよう配慮するとともに、避難場所の早期閉鎖に努めるものとする。

（避難場所の閉鎖）

第9条 甲は、避難場所を閉鎖する際は、利用箇所を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（施設の変更）

第10条 乙は、施設の増改築等により、利用箇所に変更が生じる場合又は避難場所として使用ができなくなった場合には、速やかに甲に連絡するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間

延長されたものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年1月22日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山 象三

乙 兵庫県明石市松の内2丁目3番地の9
親和ビル5F
株式会社タツミコーポレーション
代表取締役社長 李 煥辰

4-2-66 災害時における避難所開設に関する協定書

災害時における避難所開設に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と社会医療法人社団 正峰会（以下「乙」という。）とは、西脇市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を避難所として開設するため、次のとおり協定を締結する。

（災害の範囲）

第1条 この協定において「災害」とは、台風や豪雨に伴う浸水や土砂災害をいう。

（避難所開設の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、施設を避難所として開設する必要性が生じたときは、乙に開設を要請するものとする。

（避難所開設）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとし、施設を避難所として開設する。

2 前項の規定により避難所として開設する施設は、大山記念病院とし、施設のうち乙の指定する箇所（以下「利用箇所」という。）を利用する。

（職員派遣）

第4条 甲は、施設が避難所として開設されたときは、避難所の運営を円滑にするため、甲職員の中から管理又は監督の地位にある者を責任者として派遣する。

（応援協力）

第5条 乙は、施設が避難所として開設されたときは、可能な限り避難所の運営に協力する。

（費用負担等）

第6条 避難所の開設に係る費用は、無償とする。ただし、避難者が施設内の物品を毀損し、又は汚損し、乙に損害を与えたときは、甲がその費用を負担するものとする。

（避難所閉鎖への努力）

第7条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（避難所の閉鎖）

第8条 甲は、避難所を閉鎖する際は、利用箇所を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年2月1日

【別紙】協定書一覧

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山 象三

乙 兵庫県西脇市黒田庄町田高 313番地
社会医療法人社団 正峰会
理事長 大山 正

4-2-67 災害時における避難所開設に関する協定書

災害時における避難所開設に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 正峰会（以下「乙」という。）とは、西脇市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を避難所として開設するため、次のとおり協定を締結する。

（災害の範囲）

第1条 この協定において「災害」とは、台風や豪雨に伴う浸水や土砂災害をいう。

（避難所開設の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、施設を避難所として開設する必要性が生じたときは、乙に開設を要請するものとする。

（避難所開設）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとし、施設を避難所として開設する。

2 前項の規定により避難所として開設する施設は、西脇さくら保育園とし、施設のうち乙の指定する箇所（以下「利用箇所」という。）を利用する。

（職員派遣）

第4条 甲は、施設が避難所として開設されたときは、避難所の運営を円滑にするため、甲職員の中から管理又は監督の地位にある者を責任者として派遣する。

（応援協力）

第5条 乙は、施設が避難所として開設されたときは、可能な限り避難所の運営に協力する。

（費用負担等）

第6条 避難所の開設に係る費用は、無償とする。ただし、避難者が施設内の物品を毀損し、又は汚損し、乙に損害を与えたときは、甲がその費用を負担するものとする。

（避難所閉鎖への努力）

第7条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（避難所の閉鎖）

第8条 甲は、避難所を閉鎖する際は、利用箇所を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年2月1日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山 象三

乙 兵庫県西脇市上比延町1422番地の14
社会福祉法人 正峰会
理事長 大山 正

4-2-68 災害時における仮設トイレの賃貸等に関する協定書

災害時における仮設トイレの賃貸等に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）とは、西脇市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における仮設トイレの賃貸等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、乙が甲に対して仮設トイレの賃貸等を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（賃貸の要請）

第2条 甲は災害時等において緊急に仮設トイレが必要であると認める場合は、乙に対して賃貸を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請できないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（賃貸の実施）

第3条 乙は、前条第1項の要請があったときは、可能な範囲において、仮設トイレの賃貸に努めるものとする。なお、要請に応じることが困難な場合は、その旨を甲に申し出るとともに、要請のあった仮設トイレの供給見込みについて、甲に通知するものとする。

（運搬及び引渡し）

第4条 乙は、仮設トイレの運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 仮設トイレの運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員を派遣できない場合は、甲の指定する者に代行させることができる。

（報告及び承認）

第5条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面により甲に報告し、承認を得るものとする。

（代金の支払）

第6条 乙は、前条に規定する実施状況の承認後、仮設トイレの代金を甲に請求するものとし、甲は速やかに代金を支払うものとする。

（価格）

第7条 仮設トイレの取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（訓練参加）

第8条 乙は、仮設トイレの賃貸が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了

の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山 象 三

乙 千葉県柏市新十余二5番地
三協フロンテア株式会社
関西・中国統括部長
執行役員 福本 武志

4-2-69 災害時におけるし尿の収集及び運搬業務の協力に関する協定書

災害時におけるし尿の収集及び運搬業務の協力に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と一般財団法人西脇市住民サービス公社（以下「乙」という。）とは、西脇市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合におけるし尿の収集及び運搬業務（以下「業務」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、業務を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（業務の要請）

第2条 災害により設置された仮設トイレ等の業務が必要であると甲が認める場合は、甲は乙に対して業務を要請するものとする。

2 前項の要請は、要請の理由、要請の内容、日時、場所、その他必要な事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請できないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条第1項の要請があったときは、特別な理由がない限り、協力に努めるものとし、必要な人員、車両及び資機材を調達の上、甲の指示に従って、業務を実施するものとする。

2 甲は、乙の協力が円滑に行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

3 乙は、業務の実施に当たり、周囲の生活環境に十分配慮するものとする。

4 乙は、業務が完了したときは、速やかにその実施内容について、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 乙は、業務の完了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。当該費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（災害補償）

第5条 甲の要請に基づき乙が実施した業務により、これに従事した者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定に関する連絡先及び連絡責任者を事前に定め、文書により相互に報告するものとし、これに変更があった場合も同様とする。

（訓練参加）

第7条 乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後期間満了したときもまた同様とする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山 象三

乙 兵庫県西脇市平野町 604番地の61
一般財団法人西脇市住民サービス公社
理事長 吉田 孝司

4-2-70 災害時におけるし尿の収集及び運搬業務の協力に関する協定書

災害時におけるし尿の収集及び運搬業務の協力に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と一般財団法人西脇市住民サービス公社（以下「乙」という。）とは、西脇市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合におけるし尿の収集及び運搬業務（以下「業務」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、業務を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（業務の要請）

第2条 災害により設置された仮設トイレ等の業務が必要であると甲が認める場合は、甲は乙に対して業務を要請するものとする。

2 前項の要請は、要請の理由、要請の内容、日時、場所、その他必要な事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請できないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条第1項の要請があったときは、特別な理由がない限り、協力に努めるものとし、必要な人員、車両及び資機材を調達の上、甲の指示に従って、業務を実施するものとする。

2 甲は、乙の協力が円滑に行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

3 乙は、業務の実施に当たり、周囲の生活環境に十分配慮するものとする。

4 乙は、業務が完了したときは、速やかにその実施内容について、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 乙は、業務の完了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。当該費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（災害補償）

第5条 甲の要請に基づき乙が実施した業務により、これに従事した者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定に関する連絡先及び連絡責任者を事前に定め、文書により相互に報告するものとし、これに変更があった場合も同様とする。

（訓練参加）

第7条 乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後期間満了したときもまた同様とする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山 象三

乙 兵庫県西脇市黒田庄町前坂 458番地
有限会社カワキシ
代表取締役 川岸 博一

4-2-71 災害時における物資等の提供に関する協定書

災害時における物資等の提供に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と株式会社ハローズ（以下「乙」という。）は、西脇市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の物資等の提供に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定める。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時に物資等を必要とするときは、乙に対し物資等の提供の協力を要請することができるものとし、乙は、特別な理由がない限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合、口頭又は電話等により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資等の種類）

第3条 乙が前条の規定による要請を受け、提供する物資等は、別表に掲げるもの及びハローズ西脇店の駐車場とする。ただし、同表に定める物資以外で、乙が調達可能な物資については、この限りでない。

（提供の実施等）

第4条 乙は、第2条の規定による要請があったときは、可能な範囲において、物資等の提供に努めるものとする。なお、要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった物資等の提供の見込みについて、甲に通知するものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、物資等を迅速に提供できる体制を整備するよう努めるものとする。

（物資等の費用負担）

第5条 物資の提供に係る費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。ただし、駐車場の提供については、無償とする。

2 費用は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（物資等の運搬及び引渡し）

第6条 乙は、物資等の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員を派遣できない場合は、甲の指定する者に代行させることができる。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、物資の引渡しが完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理したときは、内容を確認し、遅滞なく費用の支払を行うものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第8条 乙は、次に掲げる平常時における甲の事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業

(2) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告する。なお、これに変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年12月2日

甲 兵庫県西脇市下戸田 128番地の1
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
株式会社ハローズ
代表取締役社長 佐藤利行

別表（第3条関係）

災害時の主な提供物資一覧表

種 類	物 資 名
食 器 類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹸、洗濯石鹸(粉)、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター（使い捨てライター等）
	マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食 料	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース、玉子
	マヨネーズ、菓子類、塩、調味料、お茶、水

(1) 食料等は、おおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

(2) 品目は、上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。